

姫路市特別職報酬等審議会

= 第2回会議（令和8年4月30日） =

会議録

（要点記録）

日時：令和8年4月30日（木） 午前9時30分～午前11時58分
場所：姫路市役所本庁舎10階 第5会議室

○ 姫路市特別職報酬等審議会第2回会議次第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 資料説明
 - (2) 意見交換
- 3 閉 会

○ 姫路市特別職報酬等審議会第2回会議出席者

- ・ 委員 9名
- ・ 事務局 6名

○ 開催結果について（要点のみ）

- 1 開 会 (午前9時30分)
- 2 議 事

●会長 【前回の会議での論点整理】

報酬額を決めるに当たっては、4つのポイントを重視することが決定された。一つ目に、人口規模、財政規模、財政状況を踏まえた県下各市及び中核市との比較、二つ目に、一般職の職員給与の改定状況、三つ目に、特別職の報酬等に係る県下各市及び中核市の動向、四つ目に、特別職の職間の報酬等のバランス等を考慮するというもの。

また、審議の中では、報酬改定により必要となる経費がどれくらいで、市の財政に与える影響としてはどの程度なのかを示す必要があるという意見や、報酬だけではなく期末手当なども含めた年収ベースで他都市と比較する必要があるとの意見、また、市長や議員といった職による違いをどう考えるかという意見があった。

しかしながら、平成23年に引き下げ改定されてから長きにわたって報酬改定が行われていないことや、近年の一般職の職員の給与の改定状況や他都市の改定状況、物価上昇等を考慮すると、結論として、報酬を引き上げる方向で検討するということに決定した。

(1) 資料説明

- 会長 今回は、各職の具体的な報酬の改定率・改定額の決定まで審議したいと思う。それでは、追加で配付された資料について事務局から説明されたい。

■事務局 【配付資料により、他都市の直近の改定状況、市長、副市長、議員等の年収の状況等について説明】

●会長 それでは、報酬額を決めるに当たって、重視するポイントである県下各市及び中核市との比較として、姫路市の特別職の報酬の現在の具体的な状況について把握するため、事務局から説明されたい。

■事務局 【配付資料により給料・報酬月額、年収の具体的な状況について説明】

●会長 姫路市は比較的上位に位置しているということが分かる。

○委員 市全体の歳入に占める割合などとの比較はないか。姫路市は人口は多いものの、大きな会社がありません、法人税がたくさんある都市との比較は適していないように思う。入ってくるお金に対して、特別職の報酬が占める金額は、けっして市の財政を圧迫している状況ではないということか。

■事務局 前回の会議において、他都市と比較して本市の財政がどのような状況かについては、財政力指数や経常収支比率などの財政指標のデータをお示しした。その位置付けから見ると、他都市と比較して財政的に豊かであることや政策的に使えるお金もあるといえることから、市の財政を圧迫する程度ではない。

○委員 1年間における特別職の人件費の金額ではなく、占める割合が知りたい。

■事務局 他都市との比較ではないが、市長などの特別職の人件費が本市の人件費に占める割合については、後ほど説明する予定である。

●会長 具体的な改定率・改定幅をいくりにするかという議論に入っていきたい。改定率について、審議するに当たり、参考とするものがない状態ではなかなか審議も捗らないかと思うので、事務局から参考に試算したものを提示してもらった上で、具体的な審議を行いたい。

■事務局 【配付資料により改定率の考え方、改定による影響額、歳出総額・人件費総額に特別職の人件費が占める割合について説明】

●会長 改定率については一般職と指定職の2つの考え方をもとに、複数のパターンで試算され、改定率ごとの年収額と影響額として改定による経費の増加額、また市の財政に対する影響が提示された。

第1回の会議で報酬を引き上げる方向で検討すると決定したとおり、市長・議員等の報酬を引き上げ改定する方向で、これから具体的な改定率・改定幅の議論に入っていきたいと思うがどうか。

○委員 (異議なし)

(2) 意見交換

●会長 それでは、報酬を引き上げるに当たって、具体的な改定率や改定幅について、審議し、意見を調整していきたい。

なお、それぞれの職ごとの報酬の決定方法については、第1回の会議で事務局から説明があり、その進め方とすることとした以前の審議会での決定方法では、「各職間のバランスを見ながら、それぞれの職について改定率を示す」ということであった。第1回の会議でも議論のあった市長や議員といった職による違いをどのように考えるのか、事務局の考えを確認したい。

■事務局 市長や議員といった職がそれぞれどの程度の金額に見合うものと決めるのかはなかなか難しいところがある。そこで、これまでの審議会では、市長の給料月額を100とした場合に、副市長は8割程度、議員は5割5分から6割程度の給料・報酬月額をもらっているのが、県下市や中核市の平均的なバランスであり、この職間バランスがそれぞれの職責に見合った給料・報酬月額であるとしてきた。現在の市長等の給料・報酬月額は、そういったこれまでの審議の積み重ねで決まってきており、今回もその考え方を踏まえ、決定していければと考えている。

●会長 つまり、審議の視点の1つである職間バランスを踏まえ決定することになる。今回も、市長の給料を最初に決定し、その後にそれ以外の職の報酬を決定するという方法でいきたいと思うがどうか。

○委員 (異議なし)

●会長 そのように決したい。それでは、具体的な給料月額を審議するに当たり、事務局から参考となる資料の配付をお願いする。

■事務局 (資料を配付)

●会長 市長の改定率・改定幅について、委員の皆さまからご意見をいただきたい。

○委員 職間バランスの考え方の確認。改定率の%は各職にどのように反映されるのか。

■事務局 まず市長を決める段階であり、副市長以下は仮に現行の職間バランスで決定した場合のものであり、参考程度に見ていただけたらと思う。

○委員 それぞれの職に同じ改定率をかけるわけではなく、市長の金額をベースに職間バランスにおける数字をかけて算出するということか。

■事務局 そのとおりである。

○委員 改定率ごとの影響額等を示した資料では0.1%といった極端に低い改定率まで示してあるが、参考に提示された改定率の考え方には1.74%より低い改定率が出てこないのはなぜか。この考え方に示された改定率より低い率で議論することも可能か。

■事務局 改定率の考え方については、あくまで議論の基準となる数値を参考にお示ししたものであり、議論の流れによっては、改定率をもっと低くてもいいのではと意見ただけたらと思う。また、参考に示した改定率は、その数字の根拠となる理由を明確にした上で示しているものとなる。

○委員 これより低い改定率もあり得るということは確認できた。

●会長 この参考に提示された改定率は、何かしら根拠のある数字を示したものである。これ以外の選択肢がないというわけではない。

○委員 国の指定職職員は民間の役員に相当する職ということで、職務の類似性で考えると、この給与改定率の累積値1.74%を扱うのは妥当ではないか。改定率2.52%の理由がよくわからなかったので、改めて説明してほしい。

■事務局 本市一般職において最も高い級格付けである理事級の職員に適用される行政職給料表9級の給与改定率の累積値は4.70%である。本市では50代以降の高年齢層の職員しかこの給料表は適用されていないが、参考としている国においては比較的若年齢層の職員もいることから、給与改定の現状を正しく反映しているとはいいづらい。そこで本市の現職の理事級が位置している級号給における給与改定率の累積値と該当する人数で加重平均したものが2.52%の改定率である。

○委員 選挙で選ばれる市長とそうではない指定職である事務次官等と一緒に比較できるのかという疑問はある。しかし、全体のバランスを考えたときに、姫路市が県下で1番となるような状況となれば、市民からバランスがおかしいとの声も出てくると思われる。また、これから他都市が報酬を改定していけば順位は変わってくるため、順位そのものより改定率として合理的かどうかで考えればよい。国の指定職と市長とでは異なる面もあるが、仕事の内容としては改定率1.74%で判断すればよい。

○委員 市民目線でいくと比較は難しい。この改定率以下というところも含めて、これから審議しないとイケない。そこで2点確認したい。期末手当の減額措置の内容と期限、期末手当の算出方法について。

■事務局 改定率の議論がすべて終わった後に、期末手当の減額措置に関する意見も参考に

何う予定となっている。平成17年4月に他都市との均衡を図ることを理由に期末手当の減額措置が開始された。これは当時多くの県下市・中核市において期末手当の減額を行う社会状況にあったことが大きい。また平成20年7月に特別職の報酬が引き下げられたことを受けて、減額の割合を市長は20%から15%へと減じている。以降は当分の間の措置ということで、条例改正がなされることもなく継続して期末手当の減額措置が行われている。

期末手当の算出方法については、給料月額に地域手当を加算したものに役職加算として市の一般職の理事級と同じ20%を加算した基礎額に、国に準じて定める一般職の期末・勤勉手当の支給割合と同様の4.65月を掛けて算出される。他都市がすべて同じ計算方法ではないが、同様の計算方法をとっている都市が多い状況である。

○委員 令和8年4月から地域手当が3%から4%へ改定され、市長・副市長についても実質的な年収は増加していると思う。その上で、今回検討している条例本則の給料月額の改定については、地域手当による増額とは別に考えるのか、それとも一定の処遇改善が既に行われているものとして考慮するのか、その整理を確認したい。

■事務局 地域手当が3%から4%に改定されたことに伴い、市長や副市長が受ける年収額としては幾らか増加しているのは事実である。ただし、地域手当の趣旨は、物価等が高い地域に対し民間賃金水準を的確に反映させるために支給される手当である。一般職の職員の地域手当が人事院勧告を踏まえ令和8年4月1日より改定されたことに伴い、本市では市長・副市長にも改定されて支給しているものとなる。改定率を決めるに当たっては、地域間調整を目的とした地域手当は考慮せず、条例本則の給料月額を基本に考えるのが適当と考える。

○委員 地域手当の扱いをどう考えるかで改定率の考え方も変わってくるかと思い質問した。改定率については、委員の皆さんから意見が出ているように、国の指定職職員の給与改定率の累積値である1.74%を基準とする考え方が、県下市・中核市との順位バランスを見ても最も整理しやすいのではないかと考える。また、今回の改定は平成23年以来約15年ぶりの見直しであり、近年の物価上昇や世の中の賃上げの流れも踏まえると、一定の改定は必要ではないかと思う。

○委員 管理職的な方は年額で考えたほうがよい。人口比からみても一番参考になるのは兵庫県下の順位で、市長は年額では県下市2番目であり、バランスは取れている。また、職間バランスについても副市長が市長の8割程度であり、副市長は他の中核市と比べたら低いので、そこまで引き上げるのは妥当かと思う。議員も55%くらいが妥当。改定率1.74%が一番妥当ではないかと思う。

●会長 職間バランスについては、市長決定後に審議したい。

○委員 改定率を検討する上で確認したいが、市の一般職では賃金カーブはあるか。

■事務局 一般職の給料の傾向として、一般職全体の給与改定率の累積値は6.54%であるが、最近の新卒入庁者では単年度でも10%程度の給与改定率となっている。一方、高年齢層になるにつれて改定率は逡減するため、賃金カーブはなだらかになっている。

○委員 55歳までの定期昇給率はどれくらいか。

■事務局 定期昇給率は、毎年おおよそ1.6%程度である。

■事務局 ここで欠席委員の意見を紹介する。改定による影響額や人件費総額に占める割合、また、一般職の職員のバランスなどを考慮して改定率1.74%がよいのでは、との意見である。

●会長 全員の意見が出そろった。改定率は1.74%がよいのではという意見が多く出てきているが、改めて具体的にこの改定率がよいという意見があればお願いします。

○委員 私も1.74%の改定率が有力かと思うが、市長という選挙で選ばれた人が事務次官と一緒にいいのかとも思う。ただし、指定職の改定率1.74%というのはあくまで参考であり、県下で姫路市がどの程度に位置しているかが重要である。改定率1.74%を参考にしつつ、その順位としては中核市第2位、県下市第3位におさまる、このあたりが現実的なおさめどころではないか。これより高い改定率では、県下市におけるバランスをみたときに、現実的には無理である。

○委員 影響額の計算において、議員は人数分計算されているため金額が大きいのか。

■事務局 そのとおりで、副市長は2人、議長・副議長は1人、議員は43人で影響額を計算している。

●会長 前回の会議で、特別職の報酬改定が市の財政にどのような悪影響を与えるのかという質問があった。歳出総額や人件費総額に占める特別職の人件費の割合をみると、今回の改定により特別職の人件費の割合が高くなったとしても、以前と比べて歳出を圧迫するということはなさそうかと考えられる。

●会長 改定率は1.74%でよろしいか。

○委員 (異議なし)

●会長 それでは、市長の改定額は、1,201,000円に決定する。

●会長 市長の改定率・改定額が定まったので、これから他の職について、改定率・改定

額を決定していきたい。他の職については、すでに算定方法を確認しているが、職間バランスに基づき、副市長、議員の額を決定し、その議員に対する職間バランスに基づき、議長、副議長の額を決めることとなる。

まず、副市長、議員の額を決定していきたいと思うが、他の職の改定率を決定するに当たって、市長に対する他の職の職間バランスの現状がどうなっているか、また、他都市と比較した場合にどうなっているか、事務局に確認したい。

■事務局 【配付資料により、県下市と中核市の職間バランス等について説明】

●会長 現行の職間バランスは、同規模の中核市平均と比べ、大幅に乖離しているとはいえないものの、前回改定から15年ほど経過したということで、職間バランスについても改めて検討する余地もあろうかと思う。しかしながら、姫路市における職責に応じたバランスという考え方もあるし、中核市平均をそのまま当てはめることが妥当かという考え方もある。市長以外の職について、現行のままの職間バランスで決定するのか、職間バランスを変更するのか、変更するとすればどのような考え方がよいか、委員のみなさんの意見をいただきたい。

●会長 中核市でいうと副市長は低め、議員は高めの職間バランスとなっている。

○委員 副市長を2名にするという話を聞いたが。

■事務局 副市長の定数は条例で定められており、定数は3名で、現状は2名である。姫路市としては3名を基本とした考えとなっている。

○委員 副市長が2名ならば職務の負担が大きいため引き上げた方がよいが、3名で変わらないのであれば、その分人件費も増えるので引き上げなくてもよいのでは。報酬を改定すると人件費として数字が反映される。議員も定数が削減されるなら現行の職間バランスでいいと思うが、前回お話ししたような議会を欠席する議員が増えるのであれば、その議員に報酬を上げる必要はない。

●会長 副市長は3名が基本で、それを前提で職間バランスを考えるのがよいか。

■事務局 はい。

○委員 副市長の報酬は現行の職間バランスでもよいのではないかと。小さい差はあまりみなくてもよいと思う。副市長は、現行の職間バランスでもみても県下では西宮を抜いて第2位になる。これをさらに引き上げていくとなると、神戸市を抜くことはないと思うがどうか。現行の職間バランスが現状のバランスとしてはよく落ち着く。副市長がそれで決まるなら、議員も同じ職間バランスでよい。

○委員 現行の職間バランスでよいと思うが、その数字の根拠はあるのか。中核市の平均

であればその理由は分かる。現行の職間バランスは従前決めたものと思うが、そこを確認したい。

■事務局 平成 20 年の審議会では、類似の中核市として、人口 40 万人以上の姫路市を除いた中核市の平均値である職間バランスを基本として各職の報酬を決定した。その後の平成 23 年の審議会では、同規模の中核市の職間バランスと姫路市の職間バランスはほぼ一緒だった。それが数年経って、市長と議員の職間バランスが類似の中核市平均でみると格差が広がってきた。

○委員 副市長はほとんど差がないが、議員は差が大きい。

○委員 現行の報酬を決めたときには中核市 40 万人平均の職間バランスと合っていたが、時代の流れで見直しができずに差が生じたということから、世の中の流れに合う中核市 40 万人平均に合わせるとよいのではないか。

○委員 副市長については、市長を 1.74%改定した場合、現行の職間バランス 81.36%で整理すると 977,000 円となり、類似の中核市 40 万人平均である 81.79%、982,000 円ともほぼ同じ水準になる。

そのため、副市長については、市長と同じ改定率で引き上げた上で、中核市 40 万人平均の職間バランスに合わせる方向で整理する考え方が分かりやすいのではないか。

また、議員についても、現行の職間バランスでは中核市 40 万人平均と比べてやや高い水準となっているため、他都市との均衡を踏まえ、中核市 40 万人平均の職間バランスに合わせていく考え方がよいのではないかと思う。

○委員 改定率については、現行のままでよいのではないか。議員は市長に対して割合が大きいかなと思うが、報酬を引き下げるのはご時勢的に問題があるかとも思う。中核市 40 万人平均の職間バランスでみると議員の報酬は高くみえるが、全体的に引き上げてきている中、現行の職間バランスでやむを得ない。

○委員 副市長については現行の職間バランスでよい。議員は、議員数の大小は別にして、人口比の議員数は神戸市や他の中核市の比率と比較して姫路市は突出している。議員個人は別として、議員の総額として経費が大きくなる。議員については、現行の職間バランスは反対。中核市 40 万人平均以下でよいのでは。

■事務局 欠席委員の意見としては、現行の職間バランスでよい。理由は過去と比べて、副市長や議員といった職責に変わりがないのであれば、特に変える理由はないのではないか、というもの。

●会長 意見が割れる結果となった。いずれの職間バランスをとっても、副市長についてはあまり大きな差はないが、議員はずれが大きくなる。時代の流れに合わせていく

という意見もあれば、職責が変わらないのであればそのままよいという意見もあった。大きな2つの考え方がある中で、ここは答えのない世界ではある。

○委員 副市長と議員で職間バランスの選択を別にすることに問題はないか。

■事務局 それぞれの職に対して職間バランスを考えるので、副市長と議員で異なる審議結果となったとしても、可能と考える。

●会長 かつての職間バランスを決めたときにはそれなりの理由があった。数年後改めて審議するときに、どういう理由で決めたか問われたときに困らないよう、会議でどのような根拠で決めたかはクリアにしておいたほうがよい。現行と変わらないか、中核市40万人平均にあわせるかどちらがよいか。それぞれの意見を踏まえて、改めてご意見があれば。

○委員 議員については、姫路市は他都市と比べて少しバランスが違うように思う。議長、副議長について考えるときに、議員を中核市40万人平均に合わせるのであれば、そこも併せて検討する必要がある。

○委員 類似の中核市として、50万人平均ではない理由は何か。

■事務局 50万人以上の中核市は姫路市を除いて5市しかなく職間バランスの母数とするには不確かなところがある。前回改定時から中核市の数は45市から62市へと大きく変わっているが、職間バランスの参考とした人口40万人以上の中核市は、姫路市を除いて18市ではほぼ変わっておらず、母数としてはそれなりの安定した値が取れるところもある。

○委員 これからの社会は人口が減ってくる中で、5年後10年後も同じ数字であるといえるか。中核市の構成も変わってくる。いま中核市40万人平均に合わせるというより、今回の改定の議論では、ベースアップをどうするかという考えで、現行の職間バランスをベースに、そこから報酬額を幾らと決めて、結果として職間バランスが定まる決め方となるのではないか。中核市40万人平均をとるのは強い理屈とならない。既存の職間バランスでよい。

○委員 判断は難しい。どちらの考えもとることはできると思う。

●会長 明確に議員を現行の職間バランスでみることに反対を示された委員としてはどうか。

○委員 私は、企業でいえば固定費が利益に対してどの程度の割合なのかという感覚であり、歳出が少ないから、歳入が多いから報酬を引き上げることではないと考える。市として固定費をどれくらい持ちたいかということで、一般職はこれくら

い、役職クラスはこれくらいという考えからいえば、総額の話であり、額として多いのではと思う。

■事務局 事務局の考えでは、前回の会議では類似の中核市として40万人平均をベースに職間バランスを考え、報酬額が決まった。職責に違いはあるので現行のままでよいという意見もあるが、前回の会議で明確にされた同規模の中核市40万人平均をとったことをどう考えるのか、現行でいくのであれば整合をどうとるのかも考える必要がある。中核市40万人平均に近づけるのがこれまでの審議会の考え方となる。

●会長 中核市40万人平均に沿って決めると前例というか次回も同じように前例が積み重なっていってしまうおそれがあるが、それでも大丈夫か。

■事務局 第1回の会議で、前回の審議会と同様の流れで、特別職の職間の報酬等のバランスを考慮することとなっている。審議の視点の1つである職間バランスとは違う新たな考えが示されれば、それにとらわれない検討も可能かと考える。

●会長 平成23年に報酬を改定してから期間が空いてしまって、職間バランスのずれによる悩みが出てきた。今後はあまり間をあけずに審議会を開催し、議論していくのがよい。今回報酬を決めて、今後議論を積み重ねる中で、だいたいこれくらいを狙っていくというコンセンサスができればよいと思う。

○委員 50万人平均に比べると議員の職間バランスはかなり高いということもあるので、中核市40万人平均というのはバランスはいいのではないか。副市長については、現行の職間バランスともかなり近く、中核市40万人平均をとるのが妥当かと思う。

●会長 総合的にみて中核市40万人平均に沿うというところではいかがか。今後もこの考えが続くかは十分議論していかなければいけない。

○委員 (異議なし)

●会長 同規模の中核市平均の職間バランスにあわせるのがよいとの意見でまとまった。市長100に対する職間バランスは、副市長81.79%、議員57.25%で決定したい。改定額は、副市長982,000円、議員688,000円となる。

●会長 続いて、議長・副議長の改定額を決めていきたい。事務局から説明をされたい。

■事務局 【配付資料により、議員の報酬に基づく議長・副議長の職間バランスについて説明】

●会長 議長、副議長の職間バランスについて、質問も含め、意見を願います。

- 委員 議長や副議長の額は、手当ではなく、率で決まるのか。
- 事務局 副議長や議長に手当が支給されるのではなく、議員に対する職責加算との考えで、議長で約 2 割、副議長で約 1 割加算したものが報酬となり、それが中核市 40 万人平均の職間バランスにも表れていると考える。
- 委員 他都市でも同じか。
- 事務局 他都市でもばらつきはあるが、概ね議長約 2 割、副議長約 1 割といったバランスになっている傾向にある。
- 委員 中核市 40 万人平均で考えて議員の報酬が決まったから、議長・副議長は現行の職間バランスでとるのでよい。
- 会長 議長や副議長の場合、中核市 40 万人平均をとると現行の報酬月額より下がってしまう。
- 委員 現行のままでよいと思うが、もう少し考えさせてほしい。
- 委員 副市長・議員のときは中核市 40 万人平均をとる議論をしたにもかかわらず、議長・副議長はその考えをとらない理由が分からない。
- 委員 議員に対する現行の職間バランスでよいのでは。議長・副議長の仕事の内容を勘案して、議員は中核市 40 万人平均をとっており、そこを 100 として議長・副議長のバランスをみることは納得できる。
- 委員 先ほどは現行の職間バランスの維持がよいと言ったが、議長・副議長だけ現行の職間バランスというのでは、基準の位置付けが全くわからない。
- 委員 18 年前に中核市 40 万人平均の職間バランスでスタートし、その後 1 回改定があっただけで、他にどういうふう到他都市と比較していいかわからない。比較できる中核市 40 万人平均で考えるしか手段がないので、現行の職間バランスでよい。何年か経ったときに説明もしやすいのではないか。
- 委員 先ほどの副市長等を決める理屈でいくと、中核市 40 万人平均の職間バランスをとるべきであるが、報酬を引き下げるのもどうかと思うので、現行の報酬月額を維持でよいのではないか。現行の職間バランスにあわせると、議長が中核市 1 位になってしまう。そこも考慮すると現行維持でよい。
- 会長 考え方として、1 つは現行の職間バランスを維持、もう 1 つは現行の報酬月額を

維持、あるいは平均に合わせるという考え方がある。現行の職間バランスに合わせる理由として、対議員で考える議長・副議長の職間バランスについては、議会という政治の世界、議員の世界の中のバランスの話である。先ほどの対市長で考えた副市長・議員については、行政と議会のバランスを中核市 40 万人平均に合わせたものと位置付けられる。議長・副議長は議会内での関係性や職責の重さの違いというのは議会の中での文脈である。ここだけ現行の職間バランスを合わせるというのも、これまでの姫路市議会の考え方を尊重して維持するという意味で、議員と市長の関係とずれていたとしても、それは1つの考えとしてある。これが唯一の解ではないが。

○委員 世の中全体として賃上げの流れがある中で、議長・副議長についても、現状の報酬月額のまま据え置くのはどうかと思う。そのため、議員との関係性や議会内での役割を踏まえ、現行の職間バランスで整理する考え方が分かりやすいのではないかなと思う。

現行の職間バランスで整理すると、結果として改定率は約 0.5%程度の引上げとなるため、議長・副議長についても、その程度の引上げが自然ではないかと考える。

●会長 クリアな理屈はなかなかないが、バランスとして現行の職間バランスか、報酬月額の維持か。

○委員 議員は中核市 40 万人平均で決まった。根拠としては中核市 40 万人平均に合わせるほうが分かりやすいが、さすがに賃下げはないと思う。時勢的に今後も報酬は上がっていくであろうし、姫路市は他都市と比べて報酬が高いこともあり、現行の報酬月額でもよいのではないかな。他の職が上がって、議長・副議長だけ据置でよいのかとも思うが、中核市 40 万人都市との比較が基本であれば、それもありがと思う。

○委員 会長から市長と議員の関係を話されて少しクリアになった。議員は市長との関係で、議長は議員との比較ということであれば、現行の職間バランスでよい。

■事務局 現行の職間バランスで引き上げるということでお示ししたのは、会長が示されたように議長と副議長の議会の中での役割、これまでの経緯も踏まえたものである。

○委員 議会のなかでも、議員をベースに議長・副議長を決めるといった議論はされるものか。

■事務局 この審議結果が答申となり、最終的に条例となって、議会において金額の根拠などを説明することになる。ただ、改定のあった約 20 年前に関わった議員はあまりおらず、報酬がどのように決まっているか知っている議員はあまりいない。今回、職間バランスで決まっていることを知る部分も多いのでは。

- 委員 この部分は、議会内で議長の役割・職責を決めてもらいたいところもあるものの、議会を尊重する意味でも現行の職間バランスがいいか考える。
- 会長 それでは議長・副議長の職間バランスは、現行の職間バランスにあわせ、改定額は、議長 827,000 円、副議長 750,000 円 に決定したいと思うがどうか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは、改めて各職の改定率及び改定額を確認したい。事務局より報告願う。
- 事務局 市長の給料月額、現行の 1,180,000 円から 21,000 円増額し、1,201,000 円、改定率は 1.78% となり、県下市順位は第 3 位で変わらず、中核市順位は第 3 位から第 2 位となる。
副市長の給料月額は、現行の 960,000 円から 22,000 円増額し、982,000 円、改定率は 2.29% となり、県下市順位は第 3 位から第 2 位へ、中核市順位は第 4 位から第 2 位となる。
議員の報酬月額は、現行の 685,000 円から 3,000 円増額し、688,000 円、改定率は 0.44% となり、県下市順位は第 3 位から第 2 位へ、中核市順位は第 4 位から第 3 位となる。
議長の報酬月額は、現行の 823,000 円から 4,000 円増額し、827,000 円、改定率は 0.49% となり、県下市順位は第 3 位から第 2 位へ、中核市順位は第 2 位から第 1 位となる。
副議長の報酬月額は、現行の 747,000 円から 3,000 円増額し、750,000 円、改定率は、0.40% となり、県下市順位は第 3 位から第 2 位へ、中核市順位は第 3 位から第 2 位となる。
- 会長 委員の皆さんこれでよろしいか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 次に、この改定を適用する時期について、どうするか方針を決定したいと思うが、事務局から説明をされたい。
- 事務局 【報酬改定の適用時期について説明】
- 会長 改定時期については、令和 8 年 11 月、又は令和 9 年 4 月が主な候補と考えられる。社会経済状況などを考え報酬の改定を決定してきた経緯を考えると、審議会での結論が出てからできるかぎり速やかに報酬等を改定することが望ましいのではと考えるがどうか。

○委員 (異議なし)

●会長 それでは、なるべく早い時期に適用する方向で決定したい。

9 閉 会 (午前 11 時 58 分)